

**ニッケル化合物、砒素及びその化合物が作業環境測定対象物質となります。**

「ニッケル化合物及びニッケル化合物をその重量の1%を超えて含有する製剤等」、「砒素及びその化合物並びにこれらをその重量の1%を超えて含有する製剤等」は平成21年4月1日から新たに特定化学物質第2類物質となり、これらにかかわる作業環境測定の実施が平成22年4月1日から義務付けされます。これらの物質を取扱う屋内作業場は対応をご検討ください。

物質名	管理濃度(案)
ニッケル化合物(ニッケル化合物を除き、粉状の物に限る。)	Niとして0.1mg/m <sup>3</sup>
砒素及びその化合物(アルシ及び砒化ガリウムを除く。)	Asとして0.003 mg/m <sup>3</sup>

**ホルムアルデヒドの作業環境測定義務付けが間近です。**

平成21年3月1日より、ホルムアルデヒドの作業環境測定の実施が義務付けされます。弊社では、義務化を前にホルムアルデヒドの作業環境測定を実施してまいりましたが、測定値が管理濃度である0.1ppmを超える場合もかなりあり、濃度低減の為に対策を必要とする作業場は多いものと思われまふ。作業環境測定の実施については、お早めにお問い合わせください。

**VDT症候群 ～パソコン作業による心身の疲労～**

パソコンのディスプレイやキーボードなど、VDT(ヴィジュアル・ディスプレイ・ターミナル)機器を使用した長時間の作業による目・肩などの痛みや精神疲労が増加しています。現代の職場では避けて通ることのできない問題のひとつである『VDT症候群』を正しく理解し、その予防や対策を考えてみませんか。

VDT症候群とは、“ディスプレイ(画面)を見る”“キーボードで文字を入力する”といったコンピュータを使用するVDT作業による心身のトラブルです。このVDT症候群の症状は、『眼への影響』『肩こりなど筋骨格系への影響』『メンタルヘルスへの影響』の大きく3つに分けられます。

**VDT作業者の7割が訴えるのが眼の症状。**一般的に疲れ目と呼ばれるものですが、症状としては『眼精疲労』と『眼疲労』に大きく分けられます。

『眼精疲労』とは、ちょっとした視作業でも、物がぼやける、眼が痛む、涙が出るといったもの。さらには前額部に圧迫感を感じ、めまいや吐き気などで、視作業を続けられなくなることもあります。休息をとっても症状が改善することがなく、このような場合には、眼科などでの治療が必要です。

『眼疲労』は、休息によって、回復可能な範囲での眼の疲労症状です。この場合、照明などの環境を変える、眼鏡などで適切な視力にするなどの対策で、改善ができることも少なくありません。

**食品の消費期限と賞味期限**

食品を購入する際に、チェックする人が最も多いのは期限表示でしょう。この表示には『消費期限』と『賞味期限』がありますが、この二つは同じものと思っている人もいます。

**消費期限**は日持ちのしない食品に表示されるもので、これを超過すると腐敗や劣化の恐れがあるため、安全の為に食べることを避けた方がよいことを示しています。一方、**賞味期限**とは日持ちのする食品に表示されるもので、期限を過ぎると風味が落ちたりするものの、食べられなくなるわけではありません。メーカーでは短めに設定していることもあるため賞味期限が過ぎても品質が変わらないものもあります。

**消費期限**・・・定められた方法で保存された場合、腐敗などによって安全性を欠く恐れがない期限。おおよそ5日以内で品質が急速に劣化する肉、弁当、調理パン、惣菜、生菓子、生めんなど

**賞味期限**・・・定められた方法で保存した場合、期待される品質を十分に保つことができる期限。比較的品質が劣化しにくい乳製品、スナック菓子、即席めん類、缶詰など



株式会社 コーエキ

〒394-0031 長野県岡谷市田中町三丁目3-24  
TEL 0266-23-2155 FAX 0266-23-0733計量証明事業長野県登録第環境5号・45号・68号  
水道水検査厚生労働大臣登録第69号  
作業環境測定機関登録20-3号  
土壌汚染状況調査指定機関 環2003-1-481  
建築物飲料水水質検査業 長野県4水第17号  
URL <http://www.e-koeki.co.jp>  
E-mail [info@e-koeki.co.jp](mailto:info@e-koeki.co.jp)